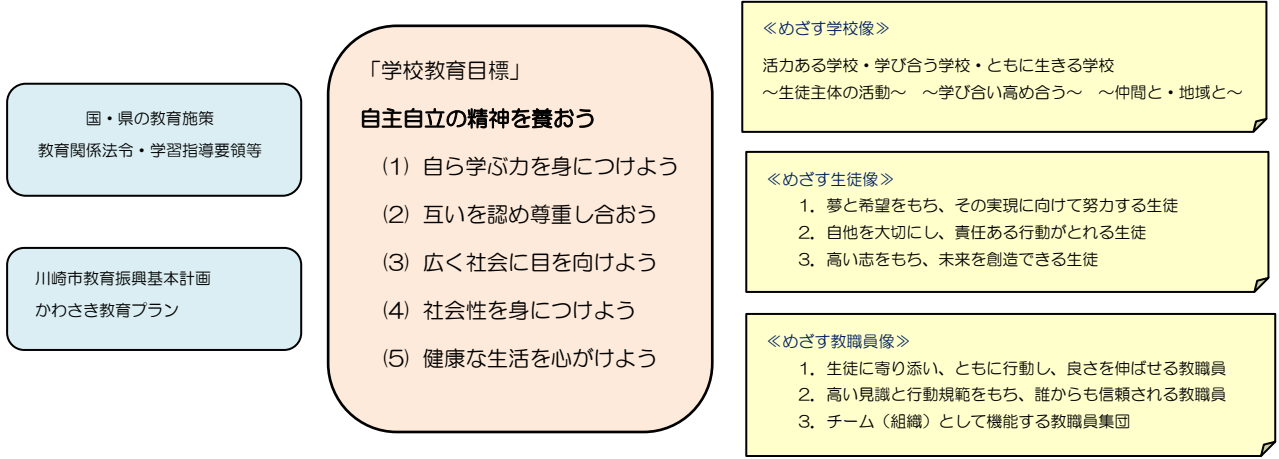


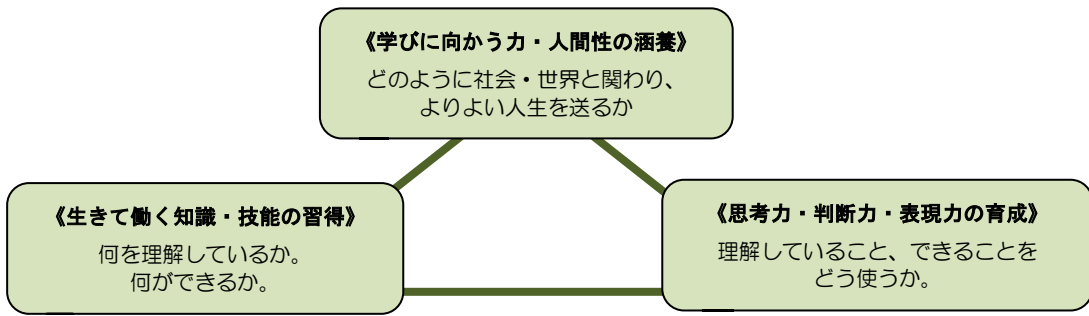
川崎市立中原中学校いじめ防止基本方針

1. 2026年度 学校経営計画

令和8年度 川崎市立中原中学校 学校経営計画



【学校教育目標の実現に向けて育成する資質・能力】



令和8年度 教育計画

学校経営の基本的な考え方 「チーム中原：信頼する（考える・話し合う）・任せる（待つ・見守る）・支える（認める・支援する）」				
<p>確かな学力を育む 《育成をめざす資質・能力》 主体的・対話的で深い学びの実践を通し、課題を解決する能力を育む</p>	<p>豊かな心を育む・健やかな体をつくる 《育成をめざす資質・能力》 個性の尊重と共生・協働の精神および健康・安全で活力ある生活を営む資質と能力を育む</p>	<p>地域社会とともに生きる 《育成をめざす資質・能力》 仲間や地域社会の人々と共生・協働し、地域社会の一員として生きる心を育む</p>		
具体的な方策				
自ら学ぶ力を身につける	互いを認め尊重し合	広く社会に目を向け	社会性を身につける	健康な生活を心がけ
<p>◎今年度の目標 主体的に学習に取り組む態度を育てます ○具体的な取組 ◎授業改善 ◎学校評価の活用 ・主体的・対話的で深い学びの実現 ・言語活動を充実させ、表現力を養う指導 ・見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動 ・課題選択および自主的、自発的な学習の推進 ・GIGA 推進、教材教具の工夫、学校図書館の活用 ・資質・能力の育成に活かせる学習評価の実施</p>	<p>◎今年度の目標 一人ひとりを大切にされた教育活動を展開します ○具体的な取組 ◎支援教育の充実 ◎悩を受け止める教育相談 ・安心して過ごせる居場所作り ・生徒の発達を支える指導 ・障がいのある生徒への指導 ・海外から帰国した生徒への指導 ・日本語の習得に困難のある生徒への指導 ・不登校の生徒への配慮 ・授業のユニバーサルデザイン化の推進 ・道徳教育の推進 ・人権尊重教育の推進</p>	<p>◎今年度の目標 地域社会の人々とともに生きる心を育みます ○具体的な取組 ・キャリア教育の推進 ・在り方生き方教育としてのキャリア教育の推進 ◎地域活動の充実 ・総合的な学習の時間を活用した体験活動を充実させ、地域の中の学校としての役割を担う ・ボランティア活動への参加 ・異校種間連携教育の充実 ・学校だよりの発行 ・現代的な諸課題への対応 ・主権者教育等</p>	<p>◎今年度の目標 自分の意見をしっかりと表現できる生徒を育てます ○具体的な取組 ◎生徒を中心した協働体験の創造 ◎自己に対する信頼の育成 ・生徒中心の行事運営の推進 ・生徒会リーダーを中心とした中スマイルプロジェクトの推進 ・学年、学級活動の活性化 ・委員会活動の活性化 ・かわさき共生＊共育PGを活用した関係づくり ・挨拶ができる生徒の育成 ・キャリア在り方生き方ノート等の活用</p>	<p>◎今年度の目標 自らすすんで健康で安全な生活を心がけることができる生徒を育てます ○具体的な取組 健康教育の推進 ・規則正しい生活習慣の確立 ・食育の推進 ・熱中症予防教育 ・薬物乱用防止教育（喫煙・飲酒を含む） 豊かな心を育む ・読書活動の推進 健やかな体をつくる ・体力の向上 防災教育の推進 ・防災力と防災意識の向上 安全教育の推進</p>

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び生徒指導担当、支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消の後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 2026年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策委員会の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任
学年主任、生徒指導担当
支援教育コーディネーター
教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・（主任会）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当・学年主任）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任・生徒指導担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（主任会）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
 - 1年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当・養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当・養護教諭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年特活担当・部活動担当）
- ・PTA学年委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察署、少年相談、保護センター等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・区役所こども支援室、区教育担当との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

7. 2026年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容 (校内いじめ防止対策委員会・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・担任の先生に話しておきたいこと (アンケート)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会を明るくする運動」に係る標語の募集 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の実施 ・教育相談の結果を受けての対応について 【生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→地域訪問として家庭との連絡・個人面談など)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室の実施 (携帯・SNS 関係) ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の実施 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討と実施 ・前期の反省とまとめ・後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・中原中学校をよりよくするための学校生活アンケート実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOS の出し方教室 ・中原中学校をよりよくするための学校生活アンケートの結果を受けての対応について ・冬休み期間中の対応確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映 ・一年間を振り返って (生活アンケート) 実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・アンケート結果を受けての対応について

◎本校のいじめ防止に向けた取組

心の教育の推進に向けた取組

- ・教育相談活動等を通して、一人一人の生徒の実態把握に努める。
- ・道徳の時間が楽しいと感じる授業を継続的に実践する。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた教育活動を目指す。
- ・共生＊共育プログラムを積極的に実践、活用する。

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・生活委員を中心としたあいさつ運動
- ・なっ中スマイルプロジェクト（中原中に笑顔を増やすため各委員会の取り組み）

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（体育祭でのブロック活動等）
- ・福祉体験授業での高齢者施設訪問
- ・委員会活動（校内美化計画、声かけ運動）
- ・小中連携活動（中学校区での授業公開や授業交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

[情報交換]

- ・役員、実行委員会における保護者との情報交換
- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

[情報交換]

- ・地域での見守り活動およびパトロール活動
- ・学区内就学奨励委員会における民生委員・児童委員との合同情報交換
- ・学校教育推進会議・地域教育会議等での町内会長・地域住民との情報交換